

とちぎ健康経営事業所認定証

医療法人社団 桑崎会 様

とちぎ健康経営事業所認定制度
実施要領第5条第1項に基づき
とちぎ健康経営事業所として認定します



とちぎ健康経営事業所

有効期間 令和 3 (2021)年 8 月 1 日から
令和 6 (2024)年 7 月 31 日まで

令和 3 (2021)年 7 月 26 日

栃木県知事 福田 富一



全国健康保険協会 栃木支部
支部長

宮崎 務

